

令和7年第11回筑西市教育委員会定例会会議録

招集日時	令和7年11月20日（木） 午後2時00分（開会：午後2時00分から 閉会：午後2時55分）
場 所	筑西市丙360番地 本庁舎3階 筑西市教育委員会302会議室
出席者	教育長：大森達也、教育長職務代理者：塚本真実、教育委員：草間武、教育委員：山口雅敏、教育委員：岡野陽子
欠席者	なし
傍聴者	なし
委員以外の出席者	教育部長：市塚文夫、副部長：吉原真由美、副部長：松本和能、副部長兼学務課長：稻川栄士、 学校給食課長：館野満章、義務教育学校整備課長：久保田敏行、生涯学習課長：飯島知枝、文化スポーツ課長：成田佳輝、 しもだて地域交流センター長：池田健、生涯学習センター長：大木清、明野コミュニティセンター長：長本敏介、 協和コミュニティセンター長：大木孝仁、しもだて美術館副館長：渡辺正法 学務課学校総務係主任：塙知尋
議 案	報告第24号 板谷波山記念館指定管理者の指定手続きについて 議案第25号 令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）の市議会提出について 議案第26号 筑西市立学校管理規則の一部改正について 議案第27号 筑西市教育委員会会議傍聴人規則の一部改正について 議案第28号 地方公共団体情報システムの標準化に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について 議案第29号 筑西市立学校等給食費取扱規則の一部改正について 議案第30号 工事請負契約の締結に係る議案の市議会提出について (令和7年度協和多目的研修センター改修工事)
議事の大要	教 育 長： ただいまから、令和7年第11回筑西市教育委員会定例会を開会します。 それでは、日程2 報告事項に入ります。（1）処分事件報告について、説明をお願いします。 学務課長： 報告事項（1）処分事件報告について、ご説明いたします。

こちらは、関城西小学校で起きた物損事故に伴う損害賠償につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて、市長専決処分を行うものです。

事故の概要についてですが、令和7年9月17日午後9時頃、関城西小学校体育館2階北側の窓ガラスが、枠ごとはずれて外側に落下し、地域クラブ活動の送迎のために駐車していた相手方の車両に衝突し、本市在住個人が所有する車両を破損させたものとなります。なお、当該事故の過失割合は、当市10割です。本市は、相手方と示談し、損害賠償金65万8,031円を支払うことをもって和解するものです。

説明は以上となります。

教 育 長： ただいま、（1）処分事件報告について、説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願ひいたします。

塚 本 委 員： 人的な被害はなかったのでしょうか。

学 務 課 長： ありませんでした。

塚 本 委 員： 窓枠がはずれてしまったということですが、施設の点検は行っていましたよね。

学 務 課 長： 点検は行っておりましたが、通常、はずれるような物ではないと認識しております。

教 育 長： 事故発生日には強風も吹いていたという話も聞いていますが、窓枠がはずれた原因については明確にはなっていないのが現状です。ただ、落下地点に人がいたらとても大変なことになっていたものなので、気を付けないといけない案件ではあります。よろしいでしょうか。

続きまして、日程3 議事に入ります。報告第24号「板谷波山記念館指定管理者の指定手続きについて」、報告をお願いします。

しもだて美術館副館長： 報告第24号「板谷波山記念館指定管理者の指定手続きについて」、ご説明いたします。

こちらの案件につきましては、本来であれば、事前に議案としてお諮りすべきところではありましたが、事務手続きの関係上、本定例会にてご報告をさせていただきます。

板谷波山記念館については、今年度末をもって指定期間が満了するため、筑西市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらずに、公益財団法人波山先生記念会に指定管理者の指定に係る申請をさせるものです。

非公募とする主な理由につきましては、板谷波山記念館の土地建物について、市と公益財団法人波山先生記念会の所有権が混在していること、展示作品については、開館以来、公益財団法人波山先生記念会が所有する作

品及び資料の無償提供を受けて展覧会を開催していることから、公募に適さないと認められるため、非公募とするものでございます。

なお、令和8年度から令和12年度までの指定管理委託料につきましては、令和7年第3回筑西市議会定例会において、指定管理委託料上限額を税込総額9,834万円として提出し、9月26日付けで議決をいただいております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

教 育 長： ただいま、報告第24号「板谷波山記念館指定管理者の指定手続きについて」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。

続きまして、議案第25号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）の市議会提出について」、説明をお願いします。

学 務 課 長： 議案第25号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）の市議会提出について」、ご説明いたします。こちらは、12月3日に開会予定の、第4回筑西市議会定例会に提出する補正予算議案となります。

はじめに、歳入予算補正について説明させていただきます。所管課・義務教育学校整備課、款項・寄附金、補正額・1,111万1千円の増額をお願いするものです。こちらは、協和地区義務教育学校整備事業への指定寄附として、筑西市出身の個人から、1,000万円、株式会社エーアンドエーマテリアル様から100万円、教育施設整備への指定寄附として、業者の希望により匿名となります10万円、教育活動への指定寄附として有限会社湖月庵様から1万826円のご寄附をいただいたものとなります。寄附金の使途につきましては、それぞれ学校教育施設整備基金への充当を行わせていただきます。

次に、歳出予算補正について説明させていただきます。所管課・学務課、事業名・中学校運営関係費、摘要・放送設備更新工事費、補正額・487万1千円の増額をお願いするものです。こちらは、関城中学校の校内放送設備が落雷により故障したため、修繕が必要となりましたが、耐用年数の経過により修繕が困難なことから、放送設備一式を更新するため、費用の増額をお願いするものとなります。

続きまして、所管課・義務教育学校整備課、事業名・小学校施設営繕事業、摘要・施設改修工事費、補正額・501万1千円、併せて、事業名・中学校施設営繕事業、摘要・施設改修工事費、補正額・335万4千円の増額をお願いするものです。これらは、令和8年度の学級編成に伴い、普通教室増加対応工事を実施するため、工事費の増額をお願いするものです。

次に、繰越明許費補正について説明させていただきます。所管課・学務課、事業名・中学校運営関係費、摘要・

放送設備更新工事費、翌年度繰越額・487万1千円です。これは、歳出予算補正で説明いたしました、関城中学校の校内放送設備更新工事について、年度内で事業完了が困難であることから、翌年度への繰越しをお願いするものとなります。

次に、債務負担行為補正について説明させていただきます。これらは、令和8年度、来年度4月当初から、それぞれの事業をスタートできるよう、今年度中に契約行為等の準備をする必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものとなります。個別の事業につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教 育 長： ただいま議案第25号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）の市議会提出について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

塚 本 委 員： 債務負担行為補正で、学務課所管の事項の中に健康診断用器具借上料とありますが、これはどういうものなのでしょうか。

学 務 課 長： 市立学校で児童生徒の健診をする際に、口腔内や鼻孔を診るために器具等を借上げるものとなります。学校での検診は4月から行われるため、前年度中に契約を行い、4月の健診に対応できるよう準備を進めるものとなります。

教 育 長： よろしいでしょうか。

それでは、議案第25号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）の市議会提出について」、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第25号について、原案どおり可決いたします。

続きまして、議案第26号「筑西市立学校管理規則の一部改正について」、説明をお願いします。

学 務 課 長： 議案第26号「筑西市立学校管理規則の一部改正について」、ご説明いたします。

制定改廃の理由、目的及び根拠についてですが、今回の改正につきましては、市立学校における春休み期間を延長し、新年度に向けての児童生徒の受け入れ準備を円滑に行うことを目的として、学年始休業日に係る規定の一部を改正するものとなります。

主な改正内容についてですが、第3条第1項第5号に規定する学年始休業日につきまして、現行では、「4月

1日から4月5日まで」としているところを、「4月1日から4月7日まで」に変更し、春休み期間を2日間延長しております。施行日につきましては、令和8年4月1日となります。
説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

教 育 長： ただいま議案第26号「筑西市立学校管理規則の一部改正について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願ひいたします。

塚 本 委 員： 学習の進み方に影響はないのでしょうか。

教 育 長： 国が示す授業時数については、春休み期間が延長となっても問題なく対応できます。

4月6日に始業式となると、暦の関係により土日が間に入ってしまうと、新学期に向けての準備期間が3日しかなく、大変慌ただしい中始業式を迎えることとなってしまいます。そのため、教職員、特に異動があった先生方の負担も大きく、課題に捉えていたところです。今回、始業式を4月8日とさせていただくことで、新学期に向けた準備期間を5日確保できることになり、しっかりとした体制で子ども達を迎えることになります。よろしいでしょうか。

それでは、議案第26号「筑西市立学校管理規則の一部改正について」、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第26号について、原案どおり可決いたします。

続きまして、議案第27号「筑西市教育委員会会議傍聴人規則の一部改正について」、説明をお願いします。

学 務 課 長： 議案第27号「筑西市教育委員会会議傍聴人規則の一部改正について」、ご説明いたします。

制定改廃の理由、目的及び根拠についてですが、今回の改正につきましては、平成26年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育委員長の役職が廃止となりましたが、筑西市教育委員会会議傍聴人規則におきまして、改正もれがありましたことから、これを改正するものとなります。

主な改正内容についてですが、第5条第2項中、「委員長」を「教育長」に変更しております。また、併せて、各条文に規定する文言や表現を適正に整備するため、所要の改正を行うものとなります。施行日につきましては、公布の日といたします。

改正の詳細についてですが、まず、第2条について、現行で「自己の住所氏名」と規定している部分を、「住所及び氏名」に、「許可」と規定している部分を「教育長の許可」に変更いたします。

次に、第3条についてですが、「教育長は」という文言を追加し、教育長の権限により、傍聴人の数を制限で

きることを明記いたします。

次に、第4条についてですが、こちらにつきましても、「教育長は」という文言を追加し、傍聴の不許可について、教育長の権限であることを明記いたします。また、第1号の「器物等」を「器物」に、第2号の「酒に酔っていると認められる者」を「酒気を帯びている者」に変更いたします。

次に、第5条についてですが、まず、見出しを「傍聴人の行為の制限等」とし、第1項第2号の「又は拍手等」を「、拍手等」に、第5号の「かぶる」を「着用する」に、第6号の「挙動」を「行為」に変更いたします。また、第2項におきまして、「委員長は」という文言を「教育長は」に、「事項を守らない者があるときは」を「行為をしたと認めるときは」に、「従わない場合」を「従わないとき」に変更いたします。

最後に、第6条についてですが、「傍聴を禁じられたとき又は退場を命ぜられたとき」を「前条第2項の規定により退場を命じられたとき」に変更いたします。

改正内容の説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

教 育 長： ただいま議案第27号「筑西市教育委員会会議傍聴人規則の一部改正について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。

それでは、議案第27号「筑西市教育委員会会議傍聴人規則の一部改正について」、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第27号について、原案どおり可決いたします。

続きまして、議案第28号「地方公共団体情報システムの標準化に伴う関係規則の整備に関する規則について」、説明をお願いします。

学 務 課 長： 議案第28号「地方公共団体情報システムの標準化に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」、ご説明いたします。

制定改廃の理由、目的及び根拠についてですが、筑西市住民情報システム、これは住民票や転入、転出などに必要不可欠である基幹系のシステムになりますが、そのシステムの標準化に伴い、文部科学省が示す就学事務システムにおいても標準仕様書に合わせて改正の必要が生じたため、「筑西市立学校の通学区に関する規則」及び「筑西市就学援助事務取扱規則」の様式を改正し、併せて条文等に規定する文言においても所要の改正を行うものとなります。これにより、12月8日から始まる筑西市住民情報システムの標準化に対応した様式を用

いて事務を遂行することが可能となります。また、施行につきましては、令和7年12月8日からとなります。今回の改正で何が変わるとかといいますと、市民の方への直接の影響はなく、あくまで内務処理に伴う各種様式の変更となります。全国的に標準化した様式を使用することで、今後、市民の方の手続きがよりスムーズに行えるよう、事前準備として対応するものとなります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

教 育 長： ただいま議案第28号「地方公共団体情報システムの標準化に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。
それでは、議案第28号「地方公共団体情報システムの標準化に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第28号について、原案どおり可決いたします。
続きまして、議案第29号「筑西市立学校等給食費取扱規則の一部改正について」、説明をお願いします。

学校給食課長： 議案第29号「筑西市立学校等給食費取扱規則の一部改正について」、ご説明いたします。
制定改廃の理由、目的及び根拠についてですが、学校給食費のうち、教職員等に係る給食費について、食材費等の物価高騰に対応するため、給食費の額の一部を改正するものです。
改正内容につきましては、教職員等の給食費を月額1,000円増額することで、現行の年額52,800円から63,800円に、月額4,800円から5,800円に変更するものとなります。
説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

教 育 長： ただいま議案第29号「筑西市立学校等給食費取扱規則の一部改正について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願ひいたします。

岡 野 委 員： 今回の改正とは関係ないのですが、表中の中学校3年生の給食費が他の学年と違うのは、どういった理由なのでしょうか。

教 育 部 長： 3学期の登校日が他学年より少ないため、給食提供数も併せて少なくなっていることから異なっています。

岡 野 委 員： 中学校3年生を担当としている教職員も、給食提供数は少なくなってしまうのでしょうか。

教 育 長： 中学校3年生の生徒たちは卒業してしまうので、給食の提供もそれに合わせて終了しますが、教職員について

は、継続して提供されます。

草間委員：市立ではなく、市内の県立附属中学校の教職員についても給食の提供はあるのでしょうか。

教育部長：市内の県立附属中学校につきましては、市の給食センターからの給食配送の対象となっていますので、附属中学校の教職員についても給食の提供がされているものと認識しています。

教育長：よろしいでしょうか。

それでは、議案第 29 号「筑西市立学校等給食費取扱規則の一部改正について」、賛成の方は挙手をお願いします。

各委員：【挙手全員】

教育長：挙手全員であります。よって議案第 29 号について、原案どおり可決いたします。

続きまして、議案第 30 号「工事請負契約の締結に係る議案の市議会提出について（令和 7 年度協和多目的研修センター改修工事）」、説明をお願いします。

文化スポーツ課長：議案第 30 号「工事請負契約の締結に係る議案の市議会提出について（令和 7 年度協和多目的研修センター改修工事）」、ご説明いたします。

11 月 17 日に、令和 7 年度協和多目的研修センター改修工事に係る条件付き一般競争入札が行われ、昨日、11 月 19 日に相手方と工事請負契約の仮契約を締結したところです。本工事は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事であるため、筑西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、工事契約の締結に際し、議会の議決を得る必要があることから、12 月 3 日開会の筑西市議会第 4 回定期会へ工事請負契約の締結についての議案を提出したく、今回、教育委員会定期会に議案を提出するものとなります。

契約の内容についてですが、1. 契約の目的：令和 7 年度協和多目的研修センター改修工事、2. 契約金額：1 億 9,690 万円、3. 契約の相手方：常陸・こころ特定建設工事共同企業体、代表構成員：筑西市蓬田 350 番地 4、株式会社常陸建設、構成員：筑西市藤ヶ谷 2187 番地、株式会社こころ建築設計となります。

本工事は、協和多目的研修センターについて、施設老朽化による雨漏り等で施設利用に支障が生じている状態であるため、雨漏り対策の屋根・天井の工事を行うことにより、老朽化した施設全体の改修工事を実施し、施設環境の改善を図るものとなります。適正工期が約 9 か月必要になることから、今年 6 月の令和 7 年第 2 回筑西市議会定期会において、繰越明許の議決をいただいております。また、協和地区の利用者の皆様から、「早く直してほしい」、「できるだけ短期間で工事を終了してほしい」などのご意見・ご要望等に対しましては、

真摯に受け止めております。

工事内容につきましては、建築工事では防水工事、外壁工事、軒天や破風板工事等、電気工事では、トイレ電灯コンセント改修工事、呼出表示装置設置工事、また、機械工事では、衛生設備、給水設備、排水設備、換気設備等を行う予定となります。さらに、建材の歪みや隙間を補正することで雨風や害獣の侵入を防ぎ、衛生面の向上も図ってまいります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

教 育 長： ただいま議案第 30 号「工事請負契約の締結に係る議案の市議会提出について（令和 7 年度協和多目的研修センター）」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。
それでは、議案第 30 号「工事請負契約の締結に係る議案の市議会提出について（令和 7 年度協和多目的研修センター改修工事）」、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第 30 号について、原案どおり可決いたします。

続きまして、日程 4 協議に入ります。（1）その他協議事項について、委員のみなさんから協議したい事項について、なにかございましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

以上をもちまして、令和 7 年第 11 回筑西市教育委員会定例会を閉会します。